
平成19年第5回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成19年9月7日(金)

1. 議事日程第2号

平成19年9月7日(金) 午前10時開議

第1 議案質疑(議案第57号から議案第72号並びに諮問第1号から諮問第3号)

第2 決算特別委員会の設置について

第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第57号から議案第72号、陳情4件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第57号から議案第72号並びに諮問第1号から諮問第3号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第57号から議案第72号、陳情4件)

出席議員(15名)

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	11 番	秦 時 雄
12 番	高 田 修 治	13 番	藤 本 勝 美
14 番	日 隈 久美男	15 番	後 藤 勲
16 番	片 山 博 雅		

欠席議員(1名)

10 番 宿 利 俊 行

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 芝 原 哲 夫

議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	副 町 長	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	坪 井 万 里
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建設課長兼 公園整備室長	合 原 正 則	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	麻 生 長三郎
商工観光課長	河 島 広太郎	水 道 課 長	佐 藤 健 一
会計管理者兼 会 計 課 長	大 蔵 喜久男	人権同和啓発 センター所長	吉 野 多紀江
学校教育課長	宿 利 博 実	社会教育課長 兼中央公民館長	小 川 敬 文
社会教育課参事	森 高 三	わらべの館館長	酒 井 恵一郎
行 政 係 長	村 木 賢 二		

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届が提出されておりますので報告いたします。

10番宿利俊行君所用のため欠席の届が提出されております。

ただ今の出席議員は15名であります。

会議の定足数に達しております。

ただちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は議案質疑となっておりますが、質疑に入る前に、平成18年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算監査について、監査委員より監査結果の報告を求めます。

代表監査委員中山キミ子君。

○代表監査委員（中山キミ子君） おはようございます。監査委員の中山です。

平成18年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を藤本監査委員さんと実施しましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成18年度玖珠町歳入歳出決算および基金運用状況を示す書類の審査意見書の1ページをお開きく

ださい。

審査について

第1 審査の対象

1. 平成18年度玖珠町一般会計歳入歳出決算
2. 平成18年度玖珠町特別会計歳入歳出決算
 - (1) 国民健康保険事業会計
 - (2) 介護保険会計
 - (3) 簡易水道会計
 - (4) 住宅新築資金等貸付事業会計
 - (5) 老人保健会計
3. 平成18年度各会計歳入歳出事項別明細書
4. 平成18年度各会計実質収支に関する調書
5. 平成18年度財産に関する調書
6. 平成18年度基金の運用状況に関する調書

第2 審査の期間

平成19年7月4日～平成19年7月24日まで

第3 審査の時間

午前9時～午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び事務報告等の関係書類により、地方自治法及び町条例等の法規に基づいて適正に執行されているか、各課ごとに期日と時間を定め関係課長、参事、係長の出席を求め収入と支出事業の説明を聞き、関係証拠書類の提出を求めて審査を行いました。

歳入歳出で指摘事項等が発生した場合は、その都度課長と話し合い改善等の指摘を行ってまいりました。

尚、審査にあたって、多忙中に監査資料を提供いただいた方々に深く感謝を申し上げます。

第6 決算書の調書並びに提出時期

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算書の送付については、法定の期限に提出されていることを確認しました。

第7 審査の内容

決算審査に当っては、玖珠町監査委員条例及び玖珠町監査規定、監査基準による他、次の諸点に重点を置き審査いたしました。

1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
2. 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
3. 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。

以下、11項目にわたり審査いたしました。

次に、3ページに移ります。

平成18年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査にあたっては、監査基準並びに重点審査1. から14に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿証拠書類と合致しており、計算計数は正確であることを確認しました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額79億7,781万1,681円、支出済額75億3,207万8,312円、特別会計の計で収入済額58億9,630万532円、支出済額57億6,385万8,791円、総額で、収入済額138億7,411万2,213円、支出済額132億9,593万7,103円。この決算額を前年度と比較すると、一般会計では歳入決算額で795万4,000円の増で、歳出決算額は1億5,254万2,000円減少しています。

次に、4ページに移ります。

決算の概況 決算の概況について説明をします。

一般会計では、先ほど言いましたが、歳入決算額の状況は7ページの表のとおりであります。総額が79億7,781万1,000円であります。

①町税について

町税のうち町民税は収入済額5億1,276万3,000円と前年対比で2,002万7,000円の増額となっています。固定資産税は8億1,024万円で、前年より3,071万1,000円の減額、たばこ税は1億2,118万3,000円と前年対比で332万6,000円の増となっています。

このような中であって、未収金額は3億4,949万1,000円で、前年度より1,639万円の増加をみえています。この徴収には努力をされていることとは思いますが、大口滞納者への対応など、より一層の努力と取り組みをお願いします。

以下、ご一読ください。

特に、6ページの⑬その他で述べていますが、町有休地の有効利活用や売買等を含め財産収入の模索を念頭に置き検討されることを望みます。

7ページには、歳入決算額の状況、8、9ページには自主財源及び依存財源、平成18年度自主・依存財源、地方交付税3ヵ年比較表、10ページには町債発行額年度別比較表、11ページには経常一般財源、12、13ページには平成18年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ歳出に入ります。

冒頭に述べましたように、歳出合計は75億3,207万8,000円であります。17ページにその内訳が示してあります。

次に、18ページには経常経費充当一般財源の状況、経常収支比率の推移を示してあります。

18年度の経常収支比率は89.7%となっており、17年度より0.3ポイント上昇しています。一層の経常経費の抑制に留意願います。

19、20ページには、性質別歳出の状況、性質別歳出の図表を示しています。

次に、21ページ2の特別会計に入ります。

(1) 国民健康保険事業歳入歳出の決算状況は、22、23ページに示してあります。

歳入総額は20億7,968万6,000円、歳出総額は20億3,011万1,000円であります。

被保険者の高齢化やいまだ好転しない経済不況により、国保事業の運営はますます厳しさを増しています。今後とも保健事業を充実し、健康づくりの推進、健診事業の充実に努め、併せて国保税の収納率の向上に最善を尽くしていただきたいと思います。

24ページから27ページには、それぞれ実質収支の推移、被保険者1人当たり、1世帯当りの保険税負担額の推移、目的別収支の状況、決算調書が示してあります滞納繰越額は昨年より87万8,000円の増をみております。

次に、28ページ(2) 介護保険事業特別会計に入ります。

歳入総額は14億7,810万8,962円、歳出総額は13億9,558万3,115円であります。

30から33ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、決算調書が示されています。

次に、34ページ(3) 簡易水道会計に入ります。

収入済額は3,888万7,000円、支出済額3,854万6,000円、支出済額3,854万6,000円は、前年度と比較して815万6,000円の減となっています。総務費の減であります。

使用料徴収率は100%となっています。

35ページには支出概要、36ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に、37ページ(4) 住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは償還金の収納会計事業であります。

収納収入済額は41万6,000円、収入未済額は3億384万4,000円です。未償還額回収には分割納入等の措置もとられ、努力の跡は伺えます。引き続き回収対策の検討をされ、一層の努力を要望します。

次に、38ページ(5) 老人保健会計に入ります。

歳入歳出総額22億9,920万3,000円です。

今後も老人医療費の軽減対策として、保健・医療・福祉等関係機関との連携を図り、保健事業による予防対策、高齢者が健康で自立できる生きがい対策等の充実に努めることが必要と思われます。

39ページに歳入歳出決算状況を示してあります。

40ページの審査意見書を読み上げます。

審査意見書

財政運営について

政府の三位一体改革による行財政環境の中にあつて、自治体は徹底した改革に取り組まなければなら

りません。

国が進める地方分権への対応、多様化する住民ニーズへの対処など、より一層の努力が求められます。

18年度決算審査の中で、経常収支比率は89.7%、前年度89.4%と厳しい状況となり、財政構造の弾力性を失う恐れがあります。

歳出の内訳は、義務的経費40.2%（前年対比△1.3%）、投資的経費23.4%（前年比0.1%）その他の経費36.4%（前年比1.2%）となっております。

さらに、今後各施設等の維持管理費が増加することが考えられますので、財政の健全性の確保に留意しながら、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層の努力をされるよう要望します。

記

町税等の徴収について

町税は歳入の根幹をなすものであり、また他の国民健康保険税、介護保険料、住宅新築資金、町営住宅等家賃の収入とも合わせて、収入未済額の解消に努力していただきたいと思います。

それぞれの現場での努力は認められますが、今後も滞納者との緊密な接触をはかり滞納整理に努めていただくとともに、負担の公平性及び財源の確保の観点から英知を結集し、さらに効果的な対策を講じられるよう要望します。

42ページは債務負担行為の状況、43ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項により、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

44ページにまとめが記述してありますので読み上げます。

ま と め

平成18年度一般会計並びに各特別会計決算書及び、財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査いたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しています。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りはなく、非違な点も見受けられず、よく整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引継ぎ得たことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入で795万4,000円の増、前年対比0.1%増になっています。

歳出では、公債費などが減少し、普通建設事業費は6,553万8,000円の増、前年度対比4%増となり、投資的経費の比率が前年度対比1.8%減になりましたが、各種基金の積立など、執行当局の努力と議会の適正な判断とうかがえます。

また、特別会計についても、厳しい財政状況のなかで、黒字決算を成し得たことは評価するところ

であります。

この上とも、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等により行政の簡素化、能率化を高め、経費の節減をはかり、健全な財政確立に努力せられ、『ゆとり』と『うるおい』のある『住みたくなる童話の里』の町づくりを推進されるよう切望し審査意見書のまとめといたします。

次に、平成18年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

意見書の1ページから説明をします。

第1 審査の対象 平成18年度玖珠町水道事業会計収支決算

第2 審査の期間 平成19年7月10日

第3 審査の場所 監査事務室

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び付属書類が、地方公営企業法及びその他関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を正確に表示しているか否かを検討するため、会計諸帳簿、証拠書類の照合等必要と認める審査手続きを実施し、事業の内容を把握するために、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条「経済性の発揮及び公共の福祉の増進」の主旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、審査を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり会計諸帳簿と証拠書類との照合結果も符合しました。

よって、これら審査に付された書類は、平成18年度の経営成績及び本年度末における財務状態を適正に表示しているものと認めました。

以下、内容について説明をいたします。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の内容は予算の様式順で説明します。

(1) 業務の予定量及び実績について

1ページから2ページに示すとおり、業務予定量に対し給水戸数3,646戸で35戸の増、有収水量102万4,695立方で11万704立方の減となっています。一日平均303立方の減となっています。

2ページに表示してありますように、配水量の減については、有収率の向上と漏水事故の減少と考えられます。

表の下段、有収率については、前年度を1.8%上昇しており、二次拡張工事の完成による結果と思われます。今後も有収率の向上についてなお一層の努力をお願いします。

次に、平成18年度水道事業決算額調については、意見書の3ページから5ページに表示してあります。5ページをお開きください。

収益的収入について

事業収益の総額は1億4,657万1,937円です。その主な内訳では、営業収益1億4,657万1,937円、営業収益の主なる内訳は、給水収益1億3,205万470円と受託工事収益で1,132万5,220円、その他の営業収益319万6,247円となっています。

収益的支出について

水道事業費用の総額は、1億7,431万5,457円で、その主な内訳では、原水及び浄水費2,153万9,242円、配水及び給水費は、2,702万5,871円、受託工事費1,132万5,220円、総係費3,969万4,538円、減価償却費4,031万9,279円で、営業外費用では、2,331万2,285円、その内訳は企業債利息1,889万4,885円、消費税441万7,400円となっています。

また、特別損失では、予算額342万円に対し、決算額340万9,760円で、収益的収支については、地方公営企業法施行令第18条1項の規定に沿って適正な執行がなされています。

次に、6ページの資本的収入及び支出に入ります。

資本的収入については、予算額1,630万2,000円に対し、決算額1,630万円です。

資本的支出については、予算額4,102万4,000円に対し、決算額3,980万6,441円。その内訳は、建設改良費1,715万1,330円と企業債償還金2,265万5,111円です。

なお、支出に対し収入不足額は、過年度損益勘定留保資金等により補てんされます。

経営の概要及び経営分析について申し上げます。

平成18年度水道事業会計決算は、総収益1億3,959万2,387円、総費用1億6,815万2,637円で、差引2,856万250円の損失が出ています。

経営内容については、総収益は前年度と比較して76万7,726円の減で、前年度の伸び率0.9%と比較すれば0.3ポイント低くなっております。

次に、8ページの営業収益の大部分を占める給水収益は、前年度との比較では338万3,498円の減となっており、対前年度伸び率では2.6%減であります。

営業外収益は、前年度と比較して448円の減で、その要因は雑収益の減によるものです。

一方費用については、1,540万5,004円の増となっており、費用の主な内訳は、営業費用1億4,601万361円、営業外費用1,889万4,885円、特別損失324万7,391円です。

営業費用については、前年度と比較して1,689万5,125円の増、企業債等の支払利息である営業外費用は前年度と比較して42万7,912円の減となっております。

費用増額の主な要因は、21、22ページの表5「性質別費用比較表」を参照ください。

次に、15ページから26ページには、それぞれの収益的収支の予算決算対照比較表、資本的収支の予算決算対照比較表、水道事業損益計算書、水道事業供給原価費用構成比、性質別費用比較表、経営分析を示してありますので、ご一読ください。

14ページにまとめが記述してありますので、読み上げます。

ま と め

18年度決算の概要についてそれぞれの項目で意見等を申し述べましたが、決算で示された経営実績

は対前年比で事業収益が減となり、事業費用が増となっている。

事業収益の主なる水道料金の増収を図るには使用水量の増加によるもののみであり、配水管網整備が完了し、区域内未普及地区への管網整備が進めば新規加入申込者の増加に伴い、水道料金の増収は見込まれますが、現状においては水道料金の増収となる要素がなく横這い状態でありますので、経費の節減に努めていただきたい。

独立採算制が原則の企業会計においては、水道料金を財源としており、これからも企業債借入金の償還に伴い、利息並びに償還額も年々増加し、水道事業会計を圧迫することが予測され、本年7月からの料金改定により財源の増が望まれるところです。

水道事業関係者は財政状況を的確に把握し、経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを期待します。

また、水道使用料の未収金回収については、平成18年度中徴収額においては前年度より増額がみられますが、なお一層未収金の回収に努力を続けることを望みます。

以上で終わります。

○議長（片山博雅君） これで、代表監査委員による監査結果の報告を終わります。

なお、中山監査委員は所用のため退席の申し出がありますので、これを許します。

日程第1 議案質疑

○議長（片山博雅君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集2ページをお開きください。

議案第57号、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページをお開きください。

議案第58号、玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案集4ページをお開きください。

議案第59号、森まちなみ公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページをお開きください。

議案第60号、平成19年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 ごみ収集車購入契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、平成19年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。別冊となっております。

2ページ第1表歳入歳出予算補正から、16ページ歳入最後まで質疑ありませんか。ありませんか。

2ページ第1表歳入歳出予算補正から、16ページ歳入最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、17ページから31ページ、歳出最後まで質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 27ページ、10款2項13節委託料があります。これは、これから建設される北山田小学校の設計委託だと思われますが、この設計委託はですね、オープンスペースにするのかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） オープンスペースの予定は考えておりません。

○議 長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 後日、一般質問でですね、この件についてまた詳しく質問したいと思いますので、わかりました。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 今の関連ですけど、北山田の小学校建設費用でございしますが、木材建築というふうな費用は含んでおるのでしょうか、計算しておるのでしょうか。鉄骨になるのでしょうか、そのへんの設計段階を聞きたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 木材で建設をしたいと考えております。

○議 長（片山博雅君） 15番後藤 勲君。

○15番（後藤 勲君） 15番後藤です。

26ページ都市計画費4目総合運動公園建設事業の17節公有財産購入費137万1,000円が減っておりますが、用地購入費減になっておりますが、22節に補償及び賠償金という節で137万1,000円が補償費として上げられておりますが、17節の土地購入費を補償費に充てたということなんでしょう、ちょっとそこ辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） これにつきましては、土地代を、建物補償がございまして、そちらに組み替えたということでございます。

○議長（片山博雅君） 15番後藤 勲君。

○15番（後藤 勲君） 15番後藤ですが、用地購入ということからですね、補償費に充てたということは、粛々と用地購入がなされているとは思っているんですが、補償費に充てるという、購入しなくてそれで大丈夫なんだろうけども、もうちょっとその辺のところを詳しく。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） これは建物補償費に充てるということで、今回補正をお願いしたところですが、これまで用地の中に、一部、この建物というのは田んぼのみちぎを置く施設ですね、稲架けの、そういったものとか、一部簡易なものがございまして、それについてこれまで補償費を組んでおりませんでしたので、土地代からその補償費に充てるということで、今回補正をお願いしてるところでございます。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 私は総務委員会でありますので、その他の関係がわかりませんので、お聞きをいたします。

まず22ページをお願いします。歳出の22ページですね。

款が農林水産業費であります。その中のですね、4目の畜産業費の中の19節負担金補助及び交付金であります。この中で、皆さんご案内のとおり、第9回の全国和牛共進会が10月の11日から開催されるわけでありますけれども、当初予算でも予算が組んでおられたようであります。そして、今回玖珠町から9頭の出品があるということで、その数等もわからなかった、出品者の数等もわからなかったと思います。

そういうことで、71万4,000円の負担金をするということでございますが、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） お答えをいたします。

今回、全共の部分が各区が決定をいたしました。4区、6区、7区ということで、これは郡出品のトータルで名声を高める、今回、玖珠牛の名声を高めるのと、全国ブランドとして売り出したいという思いがあります。これは絶好の機会だというふうに位置づけまして、出品牛の調教強化費、全国で

並べたときに、統一的群を作りたいということでの調教強化費、また、5年後を見据えたとき、その経過の取り組みを5年後に生かしたいという意味をもちまして、生産者の意欲等を高めるため今回の増額ということをお願いしているところです。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7 番（松本義臣君） 大変ですね、心強い答弁をいただきました。そういうことで、前回は寿恵福号が非常に日本的にですね、名声を博し、玖珠の市場価格をぐっと上がってきて、大変感謝しておりますけれども、今回はこの雌牛群にしましても、藤平茂がやはり大分県産のですね、ひとつのまたメインであろうかと、是非関係者の方はこの機を逃さず、一生懸命ですね、頑張って全国的に売り出しをしていただき、そしてまた、畜産農家の所得に反映するように是非頑張ってくださいと思います。これは要望でございます。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 同じ22ページの19節ですかね、集落営農体制整備事業、ブランドを育む園芸産地整備事業に補助金が出ておりますけれども、どういうあれでしょうかちょっとお聞きしたい。

○議 長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） お答えをいたします。

ブランドを育む園芸産地整備事業ということで、花卉、バラ・トルコギキョウの部分、その一部の施設費として園芸部会、園芸部会の方に補助をするものであります。

また、失礼しました、集落営農の方ですね、この部分につきましては、3カ年、近年の集落営農を、集落を営んだ集団に補助をするというものであります。機械等の補助というような部分になっております。

以上であります。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ブランド化を育む園芸産地整備事業1,639万3,000円とありますが、これは花卉を営む人の全員に出すのでありましょうか、どういうふうになるのでしょうか。

○議 長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 4件でございます。バラの部分が3件とトルコギキョウの分が1件、それから、今回、大分県で新規の試験栽培ということで、花卉新技術実証ということで、県内5地区でありまして、玖珠の中で1箇所試験栽培をするということで、トルコギキョウが1件ということでございます。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ハウスに対する内張りのカーテンの補助金じゃなかろうかというふうにお聞きしたんですが、それじゃなくてトルコギキョウとバラの経営者を3件、トルコギキョウの経営者に1件という金額の補助金ですか。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） そのとおりです。

○議長（片山博雅君） そのとおり。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） はい。

○議長（片山博雅君） そのとおりということです。

ほかにございませんか。

7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 同じくですね、農林課の方にお聞きをいたしますが、23ページであります。

目が林業振興費、19節の負担金補助及び交付金であります。ここに120万の補助金といたしまして「夢拓く椎茸経営支援対策事業補助金」と、非常に夢拓くですね、素晴らしい事業だと思いますが、これは初めてのような気がいたしますので、その内容をお聞かせください。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 今、どの部分に対しても後継者が少なくなっております。この部分については、椎茸産業の生産者の育成ということで、本年度2件の新規参入者がございまして、その2件の新規参入者に対する補助金交付金でございます。

内容については、原木の確保、それから機械に対する補助ということで、県2分の1、町4分の1、地元4分の1というようなことでございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 今、お聞きしましてですね、町内どこもクヌギ林が非常に多くなってます。

そしてまた、生産農家も年々減っておるわけでありましてけれども、こういった新しい新規の新規就農者、またあるいは若い人のそういった担い手といいますか、そういう人たちがこういう山林をですね、今から山林経営というのは非常に大事になってくるような気がいたします。そういうことで、町の方といたしましてもこういう椎茸に関することにつきましては、前向きな姿勢でですね、どうぞ取り組みをしていただきたいとこういうふうに、これも要望でございます。

○議長（片山博雅君） 議案質疑でありますので、要望とかはそういうことを言わないように。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 24ページ、8款2項2目15節工事請負費、この1,550万3,000円ですか、長刈線の工事をお聞きしましたが、以前よりですね、長刈線にトイレをということが町民各位から声をお聞きしておりましたが、前回のときも町長の何か一般質問の答弁のときでございましたか、対岸にトイレを建てるというようなことをお聞きしましたが、この計画はあるかどうかお聞きします。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

この工事請負費でございますが、これは長刈線の改良に伴います河川敷の堤水護岸を一部変更しな

ければなりません。そのために堤水護岸工事の費用でございます。

ご質問のトイレにつきましては、担当課が違いますので。

○議長（片山博雅君） 担当課ということですね。担当課、質疑にお答え願います。

小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） ご指摘のトイレにつきましては、以前の議会から数回議題として上がってきておるところであります。原課といたしましては、具体的にその付近の考え方を現在持っておりません。

○議長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 今ですね、河川敷でいろいろな行事するときに、トイレが、今農協を今まで借りておりますけれども、農協が閉鎖してトイレを使用する場所がない。それで長刈線を、護岸工事を今からするならですね、一緒に兼ねあってトイレまで建設を組んでいただきたい、このように思います。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） ではもう1件お願いします。

28ページをお願いします。

ここの教育費であります。項の中学校費、目、中学校管理費です。ここの15節2,913万4,000円の工事請負費2,323万9,000円、それから営繕工事589万5,000円であります。この2つの工事について説明を、内容をお願いをいたします。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 工事請負費の2,323万9,000円の分につきましては、森中学校の屋内運動場屋根の防水工事であります。

それから営繕の方の589万5,000円につきましては、八幡中学校屋内運動場の屋根の防水営繕工事となっております。

○議長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） それはわかりました。それですね、森中学校の体育館、2,300万約、それから八幡中学校の屋根の589万という金額であります。屋根、それから内部的なことも森中はあると思いますが、八幡中学校は今までですね、非常に、雨漏りはしておりませんけれども、やはり非常に錆び等がありまして、地域からのそういう要望が非常にありました。

今回はこういうふうでしていただくわけでありますけれども、やはりこの数字を見てみますと、やはり地方債、それから一般財源、非常に補助金を伴わない、財政執行部も非常に苦勞をした件であろうかと思えます。そういうことでその八幡のですね、中学校589万ぐらいの営繕費でありますけれども、こういった内容の屋根工事をなされるかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 八幡中学校の屋内運動場の防水営繕ですけれども、一応金属屋根の現在の錆び、それから全体的な屋根につきましては、素地調整、ケレンという素地調整をしまして、全てを滑らかにして下地としましてプライマーを塗ります。その上に最終的にゴムアスファルトの複合塗膜防水というものを塗膜をいたしまして、屋根全面的な防水工事となります。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかにございませんか。

11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。

20ページの4款衛生費13節委託料ですね、150万円。妊婦健診委託料ということで、この委託料は妊婦の健診が2回から5回に今回行われるということで、私もですね、この対応を、非常に町の対応が迅速であったと、大変私は評価しておりますので、それで、このやり方なんですけれどもですね、多分10月1日から行われるんじゃないかと私思っておりますけれども、例えば、今、妊婦で8回健診を受けた、その後大体15回ぐらいは健診を受けるということになっておりますけれども、その後はこの5回ということは、今まで2回の無料健診票をですね、妊婦の方に支給されていたということをお聞きしますけれども、8回受けてもその後3回分をですね、町はその妊婦健診票の支給、そういうことになるのでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいんですね。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 10月1日からの施行をしますので、現在は2回でありますから、これをあと3回分ということで拡充するということになります。だから10月1日から半年間の中にちょっと集中的というか集約的になるかもしれませんが、来年度からは年間を通じた形で5回というのが均等に健診ができるような形になるかと思います。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号、平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっています。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号、平成19年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号、平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号、平成19年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について、歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第65号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第66号から議案第72号までの7議案は、平成18年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、ご承知のとおり決算特別委員会を設置し、付託のうえ審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第66号、平成18年度玖珠町一般会計歳入歳出の決算認定について、別冊です。

1ページ、平成18年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書から50ページ、22款町債、歳入最後まで一括して質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、52ページ、歳出1款議会費から、111ページ、6款農林水産業費最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、同じく111ページ、7款商工費から、167ページ、歳出14款予備費最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 次に、168ページ、実質収支に関する調書から、184ページ、基金貸付状況

まで質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、議案第67号、平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別冊の1ページから29ページです。

歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、議案第68号、31ページから43ページ、平成18年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

これ先ほどの監査の報告を含めて質問してよろしいですか。

○議長（片山博雅君） 含みます。

○3番（河野博文君） 監査報告いただいたんですけど、その中でですね、事業費なんか全体的に減っているようなんですけど、人件費に関しては300万ぐらい多くなってるんですよ。これは今いろんな面で行革等やって人件費を抑えていると思うんですけど、どうしてこの水道の分だけ人件費が上がっているのでしょうか。

○議長（片山博雅君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 人件費について、3月の議会の段階で検討するということをされちゃったんですが、18年度についてはまだ検討前でありましたので、それから19年度になりまして検討しておるんですが、これからいろいろ水道会計の中で、改革の中で検討していきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） いいでしょうか。

○3番（河野博文君） はい。

○議長（片山博雅君） ほかにございませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、議案第69号、45ページから51ページ、平成18年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、議案第70号、53ページから64ページ、平成18年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（片山博雅君） 次に、議案第71号、65ページから114ページ、平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、議案第72号、平成18年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、別冊です。

1ページ、平成18年度玖珠町水道事業決算報告書から、29ページ、補填財源経過表まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案集に移ります。

議案13ページ、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（その1）の質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、議案集14ページ、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（その2）の質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、15ページ、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（その3）の質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 以上で質疑を終了いたします。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議長（片山博雅君） 日程第2、決算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、平成18年度一般会計並びに各特別会計の決算を審査するため、8名で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議員8名をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで委員会構成を協議するため暫時休憩とします。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

執行部の方々はそのまま暫くお待ちください。

午前11時18分休憩

△

午前11時29分開議

○議長（片山博雅君）再開いたします。

これより特別委員会の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規程により、議長において指名することになっております。

決算特別委員会特別委員に

2 番 工 藤 重 信 君

4 番 菅 原 一 君

6 番 柳井田 英 徳 君

8 番 清 藤 一 憲 君

10番 宿 利 俊 行 君

12番 高 田 修 治 君

14番 日 隈 久美男 君

16番 片 山 博 雅

の8名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項に規程により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時30分休憩

△

午前11時30分開議

○議長（片山博雅君）再開します。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長に、8番清藤一憲君、副委員長に12番高田修治君が互選されました。

日程第3 上程議案並びに陳情の委員会付託（議案第57号から議案第72号、陳情4件）

○議長（片山博雅君）日程第3、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第57号から議案第72号まで16議案と陳情4件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの担当委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第72号の16議案と陳情4件は、付託表のとおりそれぞれの担当委員会に審査の付託をすることに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日8日から10日までは休会、11、12日は一般質問を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日8日から10日までは休会、11、12日は一般質問とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月7日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員